

## 宇陀市の令和3年度の財政健全化判断比率についてお知らせします。

令和4年9月5日  
宇陀市総務部財政課

### 1. 財政健全化判断比率とは？

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政健全化判断比率を用いて宇陀市の財政状況を市民の皆様にお知らせします。

財政健全化判断比率とは、各地方公共団体が住民に向けて財政状況を公表するために設定された全国統一の指標で、本日開会された宇陀市議会への報告も同法で義務付けられており、指標の内容によっては財政上の制約や健全化計画を策定、実行する必要があります。

(法律と制度の詳しい内容は、後述「6. 法律の概要」をご覧ください。)

### 2. 宇陀市の各会計と指標の対象範囲

#### 健全化判断比率等の対象となる宇陀市の会計

#### 【財政健全化法の4+1指標】

宇陀市一般会計	普通会計 (一般会計+住宅三資金会計+靈苑会計) の3会計を通算したものとします。	実質赤字比率
特別会計 (宇陀市には、11事業の特別会計があります。)	公営事業会計 (上記を除く8会計で、左欄の5会計と国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の3事業会計を指します。)	連結実質赤字比率
うち公営企業会計 5公営企業(水道・市立病院・さんとぴあ・美穂苑・下水道)を指します。		実質公債費比率
一部事務組合 (奈良県広域消防組合・宇陀衛生一部事務組合・東宇陀環境衛生組合など) 広域連合 (桜井宇陀広域連合など)		将来負担比率
宇陀市土地開発公社		公営企業の資金不足比率

※各公営企業会計ごとに算定

### 3. 令和3年度決算に基づく宇陀市の財政健全化判断比率の結果

#### 【この指標の見方】

※ 各指標の「早期健全化基準」「財政再生基準」については、いずれの数値についても、より小さい方が財政的に良好であると言えます。ただし、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」については「▲(赤字)」よりも「黒字」が最良であり、公営企業については「資金不足」が生じていないことが最良です。

No.	指標	指標の概要	早期健全化基準（イエローカード）		宇陀市のR3決算の数値	財政再生基準（レッドカード）
			国の基準範囲	宇陀市に適用される基準		
1	実質赤字比率	普通会計の実質収支赤字額 標準財政規模	▲11.25%～ ▲15.00%	▲13.11%	+3.39% (黒字)	▲20.0%
2	連結実質赤字比率	全会計の実質収支赤字額 標準財政規模	▲16.25%～ ▲20.00%	▲18.11%	+25.21% (黒字)	▲30.0%
3	実質公債費比率	普通会計の公債費（元利償還費）+特別会計・公営企業・一部事務組合へ繰り出す公債費 標準財政規模 のR1～R3の3ヵ年平均	25.0%	同左	12.7%	35.0%
4	将来負担比率	普通会計が負担すべき将来の債務（全会計・一部事務組合の負担義務のある残債、土地開発公社の債務保証、負担義務のある職員の退職金など） 標準財政規模	350.0%	同左	86.1%	なし

#### 公営企業（公営企業とみなす特別会計を含む）

5	資金不足比率	公営企業等の内部留保資金（流動資産）の不足額 ÷ 公営企業の営業の規模	下水道事業	▲20.0%	同左	—	—
			保養センター事業			—	
			市立病院事業			—	
			介護老人保健施設			—	
			水道事業			—	

普通会計＝

宇陀市の場合、「一般会計」「住宅新築資金等特別会計」「靈苑事業特別会計」の3会計を通算したもの。

標準財政規模＝

地方自治体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの。（標準税収入+各譲与税+普通交付税+臨時財政対策債）

#### 4. 宇陀市の財政健全化判断比率の積算根拠となったR3決算数値

$$(1) \text{ 実質赤字比率} = \frac{\text{普通会計の実質収支赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\begin{array}{l} \text{一般会計} +649,712\text{千円} \\ \text{住宅資金会計} \Delta 257,610\text{千円} \\ \text{靈苑会計} +1,537\text{千円} \end{array}}{11,585,825\text{千円}} = (+3.39\%)$$

$$(2) \text{ 連結実質赤字比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{実質収支}) \\ \text{普通会計} +393,639\text{千円} \end{array} + \begin{array}{l} (\text{実質収支}) \\ \text{国保会計} \\ \text{介護会計} \\ \text{後期高齢者会計} +255,806\text{千円} \end{array} + \begin{array}{l} (\text{公営企業の資金不足・剩余额}) \\ +2,271,414\text{千円} \\ \text{市立病院} +1,129,000\text{千円} \\ \text{さんとぴあ} +79,163\text{千円} \\ \text{上水道} +998,973\text{千円} \\ \text{下水道} +64,278\text{千円} \\ \text{美榛苑} 0\text{千円} \end{array}}{11,585,825\text{千円} \text{ (標準財政規模)}} = \frac{2,920,859\text{千円}}{11,585,825\text{千円}} = (+25.21\%)$$

$$(3) \text{ 実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{公債費充当} \\ \text{一般財源} \\ 2,575,112\text{千円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{満期一括償還} \\ \text{相当分} 943\text{千円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てた繰出金} \\ 548,920\text{千円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{その他公債費に準ずる債務負担行為等} \\ 67,614\text{千円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ 11,585,825\text{千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{普通交付税において地方債の元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入される額} \\ 2,133,648\text{千円} \end{array}} - \frac{\begin{array}{l} \text{普通交付税において地方債の元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入される額} \\ 2,133,648\text{千円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(分母は上段のまま)} \end{array}} = \frac{1,058,941\text{千円}}{9,452,177\text{千円}} = \begin{array}{l} R_1 = 15.82530\% \\ R_2 = 11.11154\% \Rightarrow 12.7\% \\ R_3 = 11.20314\% \end{array}$$

3ヵ年平均  
11.20314% (R3)

$$\begin{array}{l}
 \text{(4) 将来負担比率} = \frac{\text{普通会計の} + \text{債務負担行為} + \text{公営企業債等} + \text{一部事務組合} \\
 \text{地方債残高} 23,422,504 \text{千円} \quad \text{に基づく} \quad \text{の繰り出し} \quad \text{等への負担} \\
 \text{支出予定額} 0 \text{千円} \quad \text{見込み額} 5,033,123 \text{千円} \quad \text{見込み額} 249,075 \text{千円} \\
 \\ 
 - \quad \text{標準財政規模} 11,585,825 \text{千円} \quad - \quad \text{普通交付税において地方債の元利償還} \\
 \text{に要する経費として基準財政需要額に} \quad \text{に算入される額} 2,133,648 \text{千円} \\
 \\ 
 + \quad \text{職員の退職手} + \quad \text{土地開発公社の負債負} - \quad \text{充当できる} \\
 \text{当負担見込額} 3,559,971 \text{千円} \quad \text{担見込額} 0 \text{千円} \quad \text{基金} 4,041,714 \text{千円} \quad - \quad \text{充当できる} \\
 \text{千円} \quad \text{千円} \quad \text{千円} \quad \text{千円} \\
 \end{array}$$

(分母は上段のまま)

$$\frac{- \quad \text{基準財政需要額算入見込額} 20,018,804 \text{千円}}{\text{分母は上段のまま}} = \frac{8,140,274 \text{千円}}{9,452,177 \text{千円}} = 86.1\%$$

#### (5) 公営企業の資金不足比率

	営業の規模 (A)	流動資産 (B)	流動負債 (C)	解消可能資金不足額 (D)
保養センター事業	194,397	39,592	75,513	35,921
市立病院事業	2,932,709	1,576,092	447,092	0
介護老人保健施設	408,123	128,672	49,509	0
上水道事業	580,947	1,215,218	216,245	0
下水道事業	221,839	95,471	31,193	0

	資金不足比率 $\frac{(B) - (C) + (D)}{(A)}$
保養センター事業	0.0 %
市立病院事業	(+) 38.4 %
介護老人保健施設	(+) 19.3 %
上水道事業	(+) 171.9 %
下水道事業	(+) 28.9 %

※1 「資金不足比率」欄の「(+) %」という表示は、資金不足が生じていないことを表しています。

※2 (D) 欄の「解消可能資金不足額」は、資金不足（又は赤字収支）でない場合は算出しません。

## 5. 宇陀市の財政健全化比率の結果

(1)令和3年度決算数値に基づく宇陀市の財政健全化比率の結果は次の通りです。

- ①実質赤字比率=黒字でした。（黒字額は、対前年度比2.22ポイント改善しました）
- ②連結実質赤字比率=黒字でした。（黒字額は、対前年度比6.77ポイント改善しました）
- ③実質公債費比率=健全化基準をクリアしました。（対前年度比0.7ポイント改善しました）
- ④将来負担比率=健全化基準をクリアしました。（対前年度比22.5ポイント改善しました）
- ⑤公営企業等（5会計）は資金不足は生じていません。

## 6. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要（抜粋）

### （1）健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に公表しなければならない。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

### （2）財政の早期健全化

#### ①財政健全化計画

財政健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

#### ②財政健全化計画の策定手続等

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに住民に公表するとともに、総務大臣・都道府県知事へ報告する。

又、毎年度、計画の実施状況を議会に報告し、住民に公表する。

#### ③国等の勧告など

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められる認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告を行う。

### （3）財政の再生

#### ①財政再生計画

財政健全化判断比率のうちの実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率（以下「財政再生判断比率」という。）が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。

## ②財政再生計画の策定手続、国の同意等

- イ. 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに住民に公表する。
- ロ. 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求める。
- ハ. 財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

## ③地方債の起債の制限

財政再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができない。

## ④地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

## ⑤国の勧告、配慮等

- イ. 財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告することができる。
- ロ. 再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について、国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

## (4) 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。

これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

又、(2)の②、③の規定、及び(5)の規定を準用する。

## (5) 外部監査

地方公共団体の長は、財政健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

以上